

- 1 件 名 平成28年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日 時 平成28年8月17日(水) 10時00分～11時00分
- 3 場 所 市役所 第2庁舎 302会議室
- 4 出席委員 中村委員、荻委員、三輪委員、田中委員、小牧委員、  
中島委員、渡邊委員
- 5 事務局 柴田総務課長、総務課政策法務係(澤木、横山、玖島)
- 6 傍聴者 なし
- 7 内 容

付議事項

- ① 平成27年度古賀市情報公開制度運用状況報告
- ② 平成27年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告

8 会議概要

会 長 平成27年度古賀市情報公開制度運用状況の報告を事務局に願  
いする。

事 務 局 (情報公開制度運用状況の報告)

会 長 何かご意見、ご質問等ないか。

委 員 開示請求処理状況詳細一覧表番号7が不存在となっているが、経  
緯がわかる資料がそもそもなかったということか。

事 務 局 そのとおりである。5～6年ほど前のものであり、保存年限を過  
ぎているというようなことではなかったが、当初自治基本条例を  
総合振興計画に掲載する予定ではなかったところ、担当課や上層  
部との内部協議のなかで急遽掲載することとなったもので、審議  
会や庁内の各部署が集まったの会議のような場ではなかったた  
め、会議録等を作成しなかったものである。

会 長 制度上は存在しないものを開示できないのはやむを得ないこと  
である。しかし、後日市民が経緯が確認できないような状況にあっ  
たことは問題があるように思われる。原案が作成され審議会の議  
案となったあとの会議録は存在するのか。

事 務 局 存在する。

会 長 開示請求処理状況詳細一覧表番号16について説明願いたい。

事 務 局 請求者は刑務所を住所としている者であり、郵送での請求であっ  
た。写しの交付にあたっては実費の納付が必要であることを説明  
し、納付が可能との回答が得られたので、数度にわたり補正を求  
める文書をやり取りしながら各々の請求について決定を行った。  
しかし、最終的に納付書を送付したものの実費が納付されなかつ  
たため、写しの交付にはいたらなかった。

会 長 手続としては実費の納付があってから、写しの交付を行うことと  
しているのか。

事務局 そのとおりである。  
今回の取り扱いに問題がなかったか、実費の納付がない場合の取り扱いをどうすべきかについて委員の皆様のご意見を伺いたい。今回のケースでは、納付を2か月程度待ったが、納付されなかったので、開示が必要なくなったものとみなし、必要であれば再度開示請求を行ってもらおうようお願いする旨の文書を送付して完結したものである。このようなケースで一度開示決定を行っているので当該開示決定を取り消すべきか、納付を待つ期間はどの程度が適切か、刑務所から出た後に開示を求められた場合の対応の要否などについてご教示いただきたい。

委員 納付されるべき実費はいくらだったのか。収監されている方には支払うことが難しそうな金額であったのか。

事務局 資料が多岐にわたっており、1万円弱であった。支払うことが可能であるのか、具体的な方法などを確認するため、一度こちらから文書を送付し、現金書留、納付書による納付、代理人の持参といった納付方法を示し、いずれかの納付方法によることは可能であるとの回答を得ていた。

会長 文書のやり取りは結構あったのか。

事務局 開示対象の補正を数回お願いしており、3～4回はやり取りしている。補正のお願いについては、最後以外は回答があっていた。なお、開示請求処理状況詳細一覧表番号18は、同16の補正に係る回答と合わせてなされた請求であったので、同一人からの請求ではあったが別の請求として取り扱ったもので、先ほど申し上げた補正がなかったことに係り請求不特定で処理されたものである。

会長 請求者にとってみれば、各通知書によって、請求した文書の存否等について情報を得ており、これにより目的を果たしているようにも思える。

委員 出所後に請求された場合には、文書の保存期間を過ぎて、廃棄されているおそれもある。今回のケースはどのように取り扱っているのか。

事務局 今回のケースでは、取り下げられたものとして扱っているため、所管課には保存年限が過ぎれば通常どおり廃棄してかまわない旨伝えている。

委員 開示の対象となる文書の写しは用意されているのか。

事務局 開示の対象となる文書の量が膨大であり、その時点で実費の納付があるか否かは不明であるため、枚数は数えたものの、写しは用意していない。

委員 一般論として、開示請求がなされた後に実費の納付があるまでの間に文書の保存年限が到来した場合には、どのような取扱いになるのか。

事務局 開示決定時点で保存年限が到来していなければ、納付が見込める限り、写しを用意するものと思われる。

委員 今後も起こりうることであり、基準等を作っておくことが望ましい。

会長 情報公開に限らず、申請に関して申請者とのやり取りが必要なケースで、申請者からの応答がない場合の対応はどうしているのか。

事務局 事例については把握していない。ただ、例えば臨時福祉給付金の交付申請については、振込先口座が誤っており、補正をお願いしても真正の口座を教えてもらえないような場合は、要綱上申請が取り下げられたものとみなす旨の規定を置いて対応できるようにしていると聞いたケースはある。

委員 開示決定通知には、何日以内の実費を納付するようにとの文言はあるのか。

事務局 条例及び規則上、特に定めがないため、そのような記載はしていない。

会長 古賀市情報公開条例第16条第1項においては、市政情報の開示に係る手数料は無料ととしている。これは、開示請求がなされた場合に、文書の特定から開示・不開示の決定の通知を行うまでの手続にかかる手数料については無料ということである。そして、同条第2項は、写しの交付を受ける場合には、請求者にその費用を支払うように求めている。そうすると、条文上は、写しの交付が不要ということであれば、費用を支払わないことも認められるように読める。

事務局 ほとんどの方が写しの交付を求められるが、制度上閲覧の手続があり、閲覧のみを求められた場合には、無料ということになる。

会長 今回のケースでは、写しの交付を求められていたのか。

事務局 写しの交付を求められていた。

会長 例えば明らかに行政の業務の遅滞を狙って大量請求を繰り返すなどの場合には、権利濫用ということで却下することも可能と思われる。そのような判例もあったように記憶している。ただ、今回のケースだとそこまではいいにくい。そう考えると、何らかの基準を作っておいた方がいいように思う。

委員 開示決定と交付の請求は別に考えるということでもいいと思うが、交付の請求について消滅時効よりも短く設定することは問題があるように思う。また、開示決定がなされたものについては、交付

の請求を受ける可能性がある期間については、当初の保存年限を超えるとしても保存を継続するのが筋のように思う。開示決定された文書についてどの程度の期間保存するかについては、規程なり運用なりで決めるべきである。

交付の請求権は、通常の請求権と同様に消滅時効にかかるという考え方でいいのか。

会 長 開示請求は開示又は不開示の決定までをカバーするもので、開示の決定があった場合には別途交付に係る請求権があるということ  
委員 でいいように思われる。

委員 運用としてやるとすれば、開示決定を出した時点で写しを用意する  
委員 のが望ましいように思う。

委員 ただ、そうした場合、実費納付を前提としているにもかかわらず、  
会 長 その時点でコストがかかってしまうことになる。

会 長 開示決定を出した場合に、その開示決定に係る部分のみの保存年限  
委員 を伸長すると、その場合には別途のコストがかかることになる  
委員 ということを考慮すれば、開示決定を出した時点で写しをとる方  
会 長 が適当のように思う。

委員 保存年限が来れば必ず廃棄しなければならないわけではなく、廃  
委員 棄してもよいというだけなのであるから、保存年限を伸長する運用  
会 長 でもよいように思う。

会 長 例えば写しをとった文書を新たな文書と見て一定の保存年限を設定し、  
委員 その保存年限を過ぎたらその写しは廃棄するという運用も  
会 長 考えられるところである。

事務局 開示決定のあった文書については、原本又は写しで保管する方向  
委員 で検討することとしたい。そうすると、何年保管することが望ましい  
会 長 と思われるか御意見を伺いたい。

会 長 文書の保存年限は、通常5年か。

事務局 税関係の書類等法的に定まっているものを除き、各課で文書の種  
委員 類や重要度に応じて定めており、さまざまである。

会 長 文書管理に関し、条例はあるか。

事務局 文書管理については規程のみであり、条例はない。

会 長 他の行政文書に則して写しに保存年限を定め、保存年限までに実  
委員 費の納付がなければ、写しを廃棄し、新たな請求があっても不存  
委員 在を理由に不開示決定を行うのがいいように思う。

委員 請求者が保存年限が到来しない間に請求することを繰り返して、  
委員 保存年限を引き延ばすという方法をとれないような手当も必要に  
委員 なると思うので考慮されたい。

委員 保存年限の始期についても検討しなければならないと思う。

委 員 さきほど取り下げとして扱ったとの報告があったが、これは内部  
 で決定したのみで請求者に通知等はしていないということか。  
 事 務 局 請求者にはお知らせしており、必要であれば再度開示請求をして  
 もらうよう申し添えている。  
 委 員 そのことについての連絡はないのか。  
 事 務 局 連絡はない。  
 納付書を送ってから、再度納付のお願いをして、最終的に取り下  
 げとして扱う旨のお知らせまで行っており、この間が2か月程度  
 である。納付が困難な理由があるならば、その旨の連絡をしても  
 らえるようにもお願いしたものの、そのことについても何らの申  
 出もなかったため、最終的に不要になったと判断したものである。  
 委 員 通知等は普通郵便を利用しているのか。  
 事 務 局 特定記録で送付している。  
 委 員 通常から特定記録なのか。  
 事 務 局 通常は普通郵便を利用している。  
 委 員 本件では相手方がいる場所の性質上、受け取っていないという事  
 態は想定しがたいが、逆に通常時はそのような事態もありうるた  
 め、普通郵便ではない方法が必要となるようにも思う。  
 事 務 局 検討したい。  
 会 長 いくつか課題が出たと思うので、各課題に対するルールを定める  
 ことを検討してもらいたい。ただ本件に限っては、写しをとって  
 一定期間保存することも考えられなくはないが、取り下げとして  
 取り扱うとの判断がなされており、請求者のリアクションもない  
 ことから、策定されたルールの適用外としてもいいように思われ  
 る。  
 次に、開示請求処理状況詳細一覧表番号9だが、個人情報という  
 ことで不開示決定がなされているようだが、小論文自体から個人  
 が特定できる内容であったのか。  
 事 務 局 小論文自体からは個人を特定することはできなかったが、公にす  
 ることにより個人の権利利益を害するおそれのあるものに該当す  
 ると判断し、古賀市情報公開条例第7条第1号で不開示としたも  
 のである。小論文の作成者が明らかでないとしても、著作権が存  
 することを考慮し、第三者意見書の提出の手続を踏んでから、同  
 意が得られた方の小論文のみを開示するに至った。  
 委 員 公募選出者は何人か。  
 事 務 局 手元に資料がないため正確な回答はしかねるが、9名程度であっ  
 たように記憶している。  
 委 員 公募の時点では小論文の取り扱いについて特に定めてはいなかつ

たのか。

事務局 公開・非公開については何ら定めていなかった。庁内においても公募の論文について特定の取り扱いを定めてはいない。公開することを前提に募った場合、そのことが応募を躊躇させる可能性もあり、取り扱いをどうするかについては今後の検討課題となる。

会長 事務局が指摘したように今回の小論文について、著作権は著作者にあるので、勝手に開示できるものではない。そういう意味で今回の処理は適切であったと思われる。今回の請求とは異なり小論文以外の書類に関しての請求であれば、事務又は事業に関する情報に該当するということが不開示ということも考えられたように思う。

事務局 他にご意見・ご質問はないか。

ないようなので、次に個人情報保護制度の運用状況を事務局より報告願う。

事務局 (個人情報保護制度運用状況の報告)

委員 個人情報開示請求処理状況詳細一覧2から5までと7は一連の請求ということか。

事務局 そのとおりである。なお、個人情報開示請求処理状況詳細一覧6は無関係の請求である。

委員 個人情報開示請求処理状況詳細一覧8から10までは例年どおりの試験の成績の開示か。

事務局 そのとおりである。

会長 不開示になったものは、印章の印影や請求者以外の個人情報ということであり、特に問題はないように思う。

事務局 個人情報開示請求処理状況詳細一覧1は、請求者所有の建物の図面の請求か。

事務局 建物の所有者であった方の相続人の代理人からの請求であった。正当な請求権者ということで判断して開示した。

会長 報告についての審議は以上となる。

事務局 いわゆるマイナンバーの準備は滞りないか。

事務局 個人番号カードの交付手続に若干の遅れはあるものの、全体としての滞りはないように思う。

会長 本審議会は例年1回開催しており、審議事項があればさらにご参集いただくようお願いする。

事務局 それでは、これで第1回古賀市情報公開・個人情報保護審議会を終了する。

終了11:00